

1. 成果

予防原則は、EC 条約に明記された環境政策の原則（さらには EC 法の一般原則）であり、少なからぬ派生法、判例において言及されている。また、その適用方法については、「予防原則に関する欧州委員会コミュニケーション」が詳細化され、定着をみている。

2006 年に制定された REACH 規則（化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則）は、予防原則に支持される。登録制度の対象たる化学物質は、データが存在しない個々の物質を含むものの、リスクに関する科学的知見を調査した上で範囲が確定することから、予防原則の発動要件たる科学的評価・不確実性に該当するといえる。前提として、「科学的評価」「不確実性」をリスクアセスメントに関わらず広く理解する必要がある。実際には、登録制度を予防原則の適用と位置付ける議論は少ない。その理由は、すでに予防的な旧制度を改正する上で、予防原則以外の他の原則・実質の必要性が制度導入を十分正当化しえたからと考えられる。

認可制度については、対象物質はすべて有害性評価を経ていることから、予防原則の適用結果であることは比較的容易に肯定できる。そこで次に、コミュニケーションが予防原則に基づく措置を規律するとした比例原則との関係を検討した。特に問題となるのは、望まれる保護水準を達成する上でより負担の少ない方法はないか（必要性の原則）であり、制限制度では不十分か否かが論点となる。両者を比較すると、制限制度では、リスクアセスメントの全段階を経るため(暫定)禁止措置までに時間を要し、最終的な決定段階においても安全側有利にならない。このような制度構造から判断するかぎり、目標水準は明らかではないものの、認可を導入することで達成されうる保護水準は、制限制度のみによっては達成することは困難とみられる。

以上の分析も踏まえつつ、改めてコミュニケーションによる予防原則の適用方法を検討すると、次の点を指摘することができる。①個別物質の規制には適合的であっても一般抽象的な法定立には必ずしも適合的とはいえない、②目標設定等、予防原則に基づく措置の決定に最も重要な部分につきガイダンスを欠く、③予防原則の発動要件を広義に解釈した場合、措置の広範さと相まって原則としての意義が不明確になる。

2. 課題

EU 法において予防原則は多様な文脈で用いられており、文脈ごとに適用方法を検討する必要がある。特に、一般抽象的な法定立など裁量の大きい意思決定における予防原則の適用方法をより具体的に示すことは、予防原則の利用可能性・予測可能性を高めると思われる。また、予防原則、比例原則及び環境／健康目標設定、の三者の関係を明らかにすることにより、EU 法における予防原則の位置づけをより明確化すること、さらに、目標設定など予防原則に基づくアプローチの各段階を画する「政治的決定」の構造とその統制方法を検討することが今後の課題である。

